

放射能濃度等の測定頻度及び測定結果の表記方法変更について

放射能及び空間放射線量の測定頻度及び放射能測定結果の表記方法について、放射性物質汚染対処特措法^{※1}(以下「特措法」という。)の施行に伴い、下記のとおり変更します。

当組合では引き続き、清掃工場等における事故由来放射性物質による汚染の状況を測定し、当組合ホームページ等で公表してまいります。

※1 「平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(平成 23 年法律第 110 号)

記

1 放射能濃度等の測定頻度について

当組合の測定頻度及び特措法の規定は以下のとおりです。

表 放射能濃度及び空間放射線量率の測定頻度

		当組合		特措法の規定
		従来の頻度	今後の頻度	
放射能	飛灰処理汚泥、熔融飛灰処理汚泥	1回/2週	1回/2週	1回/月 以上
	飛灰、熔融飛灰	1回/2週	1回/2週	—
	主灰、スラグ	1回/月	1回/月	1回/月 以上
	汚水処理汚泥	1回/月	1回/月	—
	放流水(下水道放流)	1回/月	1回/月	—
	排ガス	1回/2月	1回/月 [※]	1回/月 以上
空間 線量	敷地境界	1回/2週	1回/週	1回/週 以上
	工場内灰処理設備等	1回/2週	1回/2週	—

※ 特措法では、清掃工場のうち焼却灰等の放射能濃度が一定の要件に該当する清掃工場は、焼却灰や排ガス等の測定義務が免除されます。
免除を受けた工場については、大気汚染防止法に合わせ、1回/2月の排ガス測定を継続します。

2 放射能濃度等の測定結果の表記方法について

放射能の測定では、「この測定方法で検出できる最小の値」である「検出下限値」があります。

当組合では、特措法による評価が確実にできるよう、十分に低い検出下限値を設定しています。

なお、放射能濃度測定における検出下限値は、分析装置に充填する試料の密度等の影響を受け、測定ごとに異なる値を示します。

これまで公表していた放射能濃度測定結果では、放射能が検出されなかった場合には単に「不検出」と表記していましたが、今後は国等の表記方法に合わせ検出下限値未満の測定結果については検出下限値も表記します。

また、排ガスの放射能濃度測定は、ろ紙、捕集水及び活性炭という3種の試料それぞれの測定結果を合算して測定結果としていましたが、今後は3種の試料ごとに測定値を表記します。

(表) 測定結果表記例(焼却灰等、放流水)

(従来の表記方法)

施設名	試料採取日	飛灰			
		放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
〇〇清掃工場	11月1日	不検出	400	600	1,000

※ 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。

(今後の表記方法)

施設名	試料採取日	飛灰			
		放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
〇〇清掃工場	1月10日	不検出(<7)	400	600	1,000

※ 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

(表) 測定結果表記例(排ガス)

(従来の表記方法)

施設名	試料採取日	排ガス			
		放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
〇〇清掃工場	11月1日	不検出	不検出	不検出	不検出

※ 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。

(今後の表記方法)

施設名	号炉	試料採取日	試料種	排ガス			
				放射性ヨウ素131	放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計
〇〇清掃工場	1	1月10日	ろ紙	不検出(<0.29)	不検出(<0.11)	不検出(<0.14)	不検出
			捕集水	不検出(<0.67)	不検出(<0.32)	不検出(<0.32)	不検出
			活性炭	不検出(<0.56)	不検出(<0.27)	不検出(<0.26)	不検出

※ 「不検出」とは、検出下限値未満を表します。また、()内は検出下限値を表します。

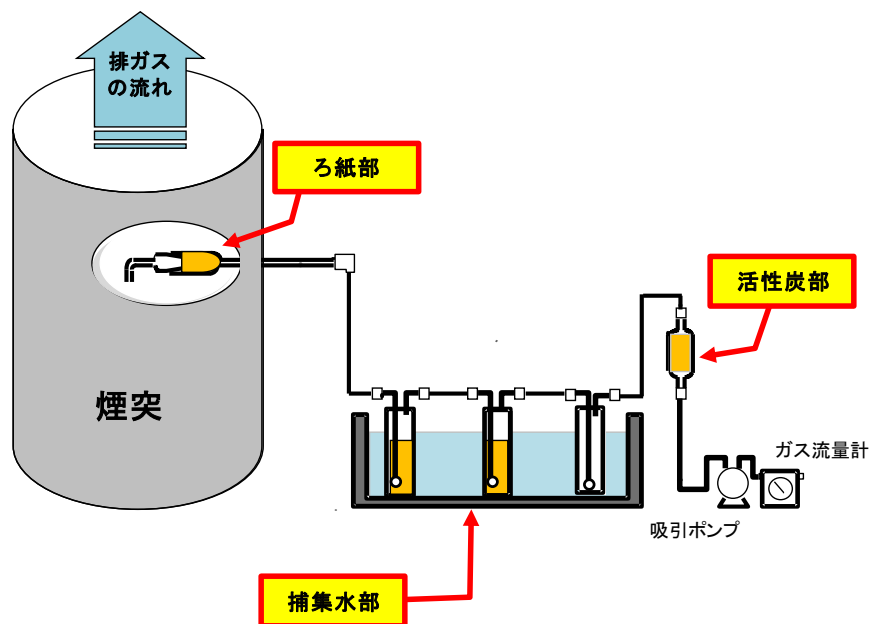


図 排ガス放射能測定方法概略